

6月定例市長記者会見案件（2日開催）

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ① 6月市議会定例会 提出議案について | |
| ・ 令和4年度6月補正予算概要 | (財政課) |
| ・ 令和4年6月市議会定例会提出議案 | (総) 総務課) |
| ② 「おくやみ窓口」の開設について | (市民課) |
| ③ 山形市における新型コロナワクチン4回目接種について | |
| | (新型コロナウイルスワクチン接種対策室) |

〈添付資料〉

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| ① 6月市議会定例会 提出議案について | |
| ・ 令和4年度6月補正予算案総括表 | (財政課) |
| ・ 令和4年6月市議会定例会提出議案の概要（事件決議及び条例） | (総) 総務課) |
| ② 「おくやみ窓口」の開設について、おくやみハンドブック | (市民課) |
| ③ 山形市における新型コロナワクチン4回目接種について | |
| | (新型コロナウイルスワクチン接種対策室) |

〈資料のみ〉

- ・ 第12回 やまがた街なか回遊 べに街道キャンペーン2022（山形ブランド推進課）
- ・ 第37回「山形紅花まつり」の開催概要（観光戦略課）
- ・ 「第26回むらきざわあじさい祭り」の開催概要（同上）

次回	7月定例記者会見	7月15日（金）14：00～
次々回	8月定例記者会見	8月 8日（月）14：00～

令和4年度6月補正予算（第1号）案総括表

令和4年6月2日
市長記者会見資料 (単位:千円)

一般会計予算総額 (補正後 100,103,649 対前年同期 101,731,132 比率 98.4%)	735,649	特定財源	735,649	一般財源	-
1 コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策 (生活困窮者等支援分)	735,649	1 国庫支出金	735,649		
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	225,756	新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金 世帯生活支援特別給付金給付事業分	245,621 225,756		
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業分	19,865		
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 国事業分	490,028 379,222	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	379,222		
市独自分	110,806				
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	19,865	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	110,806		

【会計別総括】

	補正前	補正額	補正後
一般会計	99,368,000	735,649	100,103,649
特別会計	50,442,641	-	50,442,641
企業会計	43,176,693	-	43,176,693
全会計	192,987,334	735,649	193,722,983
		対前年同期 比率	193,539,146 100.1%

【問い合わせ先】
財政部財政課
641-1212 内269

令和4年度6月補正予算（第2号）案総括表

令和4年6月2日
市長記者会見資料

(単位:千円)

<p>一般会計予算総額 2,202,841 (補正後 102,306,490 対前年同期 101,731,132 比率 100.6%)</p> <p>1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 937,658</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種事業(1~3回目分) 92,386 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(1~3回目分) 261,012 新型コロナウイルスワクチン接種事業(4回目分) 235,073 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(4回目分) 349,187</p> <p>2 令和3年度国補正予算への対応 774,877</p> <p>(1)感染症拡大防止対策 207,278</p> <p>感染症対策のための物品等整備事業(保育所等)市立保育所等 5,900 感染症対策のための物品等整備事業(子育て支援事業)市立保育所等 2,820 感染症対策のための物品等整備事業(保育所等)民間立保育所等 46,500 感染症対策のための物品等整備事業(子育て支援事業)民間立保育所等 41,450 感染症対策のための物品等整備事業(放課後児童クラブ) 77,969 保育所等ICT化推進事業 8,250 放課後児童クラブICT化推進事業 24,389</p> <p>(2)「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開 426,005</p> <p>地域活性化プレミアム付電子商品券事業 328,042 観光誘客促進プレミアム付宿泊券事業 97,963</p> <p>(3)デジタル技術を活用した地域課題の解決 141,594</p> <p>地方創生テレワーク推進事業 11,268 テレワーク環境整備及び進出支援事業 30,987 地域公共交通計画推進事業(MaaS導入事業) 19,501 地域公共交通計画推進事業(コミュニティサイクル導入事業) 26,895 スマート農業実装事業 41,418 GIGAスクール運営推進事業 11,525</p> <p>3 令和3年度の豪雪・地震被害への対応 26,622</p> <p>第六小学校外構改修事業 5,390 第七中学校プールハウス改築事業 21,232</p> <p>4 健康の保持・増進 72,431</p> <p>スポーツ環境整備事業(黒沢多目的広場整備事業) 26,000 子宮頸がん予防ワクチン接種個別勧奨事業 38,954 水道未給水区給水施設整備費補助金(荻の窪自治会) 7,477</p> <p>5 健やかな子どもの育成 33,418</p> <p>放課後児童クラブ保育料支援補助金 5,918 商業高等学校校舎等改築事業 27,500</p>	<p>特定財源 1,903,032</p> <p>1 国庫支出金 1,504,452</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種事業分 937,658</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(1~3回目分) 92,386 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金(1~3回目分) 261,012 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(4回目分) 235,073 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金(4回目分) 349,187</p> <p>感染症拡大防止対策分 80,574</p> <p>保育対策総合支援事業費補助金 31,700 子ども・子育て支援交付金 48,874</p> <p>「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開分 180,080</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 180,080</p> <p>デジタル技術を活用した地域課題の解決分 70,756</p> <p>デジタル田園都市国家構想推進交付金 64,994 公立学校情報機器整備費補助金 5,762</p> <p>その他 235,384</p> <p>子ども・子育て支援交付金 1,972 文化芸術振興費補助金 996 地方創生推進交付金 844 街路交通調査費補助金 4,200 社会資本整備総合交付金 11,535 防災・安全交付金 41,379 都市構造再編集中支援事業費補助金 45,829 歴史生き生き史跡等総合活用整備事業費補助金 △10,625 消防団加入促進事業費委託金 2,000 消防防災施設整備費補助金 132,013 デジタル基盤改革支援補助金 5,241</p> <p>2 県支出金 371,120</p> <p>子ども・子育て支援交付金 50,846 地域消費喚起推進事業費補助金 245,925 農業次世代人材投資事業費補助金 △14,250 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営開始資金) 21,000 新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業) 43,269 魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金 25,864 文化財保護事業費補助金 △1,534</p>	<p>一般財源 299,809</p> <p>1 繰越金 299,809</p> <p>(補正前 600,000 → 補正後 899,809)</p> <p>【債務負担行為】[追加]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>スマート農業実装事業</td> <td>令和5年度から 令和6年度まで</td> <td>33,974</td> </tr> <tr> <td>化学消防ポンプ自動車整備事業</td> <td>令和4年度から 令和5年度まで</td> <td>86,000</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金貸付金債権取得事業</td> <td>令和5年度から 令和8年度まで</td> <td>42,790</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	期 間	限 度 額			千円	スマート農業実装事業	令和5年度から 令和6年度まで	33,974	化学消防ポンプ自動車整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	86,000	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権取得事業	令和5年度から 令和8年度まで	42,790
事 項	期 間	限 度 額															
		千円															
スマート農業実装事業	令和5年度から 令和6年度まで	33,974															
化学消防ポンプ自動車整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	86,000															
母子父子寡婦福祉資金貸付金債権取得事業	令和5年度から 令和8年度まで	42,790															

6 創造都市の推進	996	3 繰入金	2,210	
文化財保存活用地域計画策定事業	996	農業戦略推進基金繰入金	30	
		国際交流基金繰入金	2,180	
7 地域経済の活性化	84,866	4 諸収入	11,350	
若者定着促進事業	1,688	農泊推進対策事業貸付金元利収入	7,500	
新規就農支援事業	50,019	施設等命名権料収入(コバル)	1,100	
園芸やまがた所得向上支援事業費補助金	33,159	施設等命名権料収入(ネッツえがおフィールド)	2,750	
8 山形ブランドの浸透と交流の拡大	15,815	5 市債	13,900	
東京オリンピック・パラリンピックレガシー活用事業	2,180	創造都市拠点施設整備事業債	8,800	
台南市における山形ブランド発信事業	4,876	小学校施設整備事業債	4,000	
仙山連携による台南プロモーション事業	1,259	中学校施設整備事業債	15,900	
農泊推進対策事業貸付金	7,500	体育施設整備事業債	38,700	
		簡易給水施設整備事業債	5,600	
9 都市の活動を支える基盤整備	112,061	高等学校整備事業債	27,000	
交通結節点整備検討事業	12,600	都市計画公園整備事業債	78,500	
景観重点地区景観形成事業費補助金	23,070	消防施設整備事業債	△176,500	
公園施設長寿命化対策事業	38,000	市民会館整備事業債	11,900	
テニスコート人工芝改修事業	44,758			
霞城公園整備事業	91,658			
史跡等保存整備事業	△21,250			
消防団加入促進事業	2,000			
消防本部車両等整備事業(化学消防ポンプ自動車購入費)	△87,254			
消防本部車両等整備事業(西消防署 指揮車購入費)	8,479			
高機能消防指令センター整備事業(財源組替)	-			
10 繰出金	14,164			
農業集落排水事業会計	14,164			
11 その他	129,933			
市民会館ワイヤレスマイクロホン設備更新事業	18,337			
行政手続きオンライン化システム改修事業	11,916			
総合スポーツセンター非常用発電設備改修事業	38,982			
母子父子寡婦福祉資金貸付金債権取得事業	10,698			
予備費	50,000			

【会計別総括】

	補正前	補正額	補正後
一般会計	100,103,649	2,202,841	102,306,490
農業集落排水事業会計	210,772	14,164	224,936
その他特別会計	50,231,869	-	50,231,869
企業会計	43,176,693	-	43,176,693
全会計	193,722,983	2,217,005	195,939,988
		対前年同期	193,539,146
		比率	101.2%

【問い合わせ先】
 財政部財政課
 641-1212 内269

令和4年6月市議会定例会提出議案の概要（事件決議及び条例）

議第44号 高規格救急自動車の購入について

高規格救急自動車1台について、金3,350万円をもって、山形トヨタ自動車株式会社から購入しようとするものです。

議第45号 工事請負契約の締結について（山形市立第九中学校校舎増築建築工事）

山形市立第九中学校校舎増築建築工事について、金2億5,251万500円をもって、渋谷組・斎藤工務店建設工事共同企業体と請負契約を締結しようとするものです。

議第46号 工事請負契約の締結について（市道楯山停車場立谷川線道路橋整備工事（上部工））

市道楯山停車場立谷川線道路橋整備工事（上部工）について、金5億741万2,400円をもって、日本ピーエス・三和建設工事共同企業体と請負契約を締結しようとするものです。

議第47号 山形市市税条例等の一部改正について

地方税法等の改正に伴い、住宅ローン控除制度の延長、固定資産税の課税標準の特例措置の見直しなど、所要の改正をしようとするものです。

議第48号 山形市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

総務省令の改正に伴い、本社機能を移転・拡充する事業に係る固定資産税の特例措置を延長しようとするものです。

議第49号 山形市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

菅沢荘における短期入所の入所定員を変更しようとするものです。

「おくやみ窓口」の開設について

市民が亡くなられた後にご遺族が行う各種手続きについて、窓口が多岐にわたり煩雑で時間がかかる等の負担を解消するため、ワンストップでご遺族を支援する「おくやみ窓口」を開設する。

手続きの事前調査、申請書の準備や当日の支援を専門に担当する「おくやみコンシェルジュ」を配置し、新たに作成する「おくやみハンドブック」を活用することで手続きを円滑に進め、ご遺族の利便性向上と新型コロナウイルス感染症の感染防止を図る。

なお、「おくやみ窓口」の開設は、山形市が県内初。

- 1 開設日 令和4年6月8日（水）
※予約が必要で、6月3日（金）より受付を開始。
- 2 対応時間 1日につき4枠 ①9：15～ ②10：45～ ③13：30～ ④15：00～
- 3 場 所 市民課4番「戸籍届」の窓口で受付後、市民課内相談コーナーにて対応

4 流 れ

前日まで

- (1) 死亡届受付時に「おくやみハンドブック」を渡す
- (2) 予約の受付（3営業日前まで、電話又は窓口・FAX）
※ 予約電話番号：023-641-1212（おくやみ窓口内線405）
※ 窓口やFAXで予約する場合は、「おくやみ窓口予約申込書」（おくやみハンドブックp17のとおり）により受付。（FAX番号：023-624-8411）
- (3) 死亡者等の情報確認、手続きを要する関係課への情報提供、申請書の準備
- (4) 来庁者に対し、持ち物等の連絡と来庁日時の再確認（電話又はメール）

当 日

- (1) 「おくやみハンドブック」を活用して必要な手続き等を説明
- (2) 「おくやみ窓口」において、「おくやみコンシェルジュ」と各担当課職員が対応し、各手続きをワンストップで行う

- 5 職員配置 おくやみコンシェルジュ担当職員2名

6 おくやみハンドブック（別添参照）

- ・死亡後に必要な手続き等について、わかりやすく集約（「おくやみ窓口」の案内も掲載）
- ・死亡届提出時に来庁者に配布
- ・市ホームページからもダウンロード可能

問い合わせ先
市民生活部市民課戸籍係
TEL 023-641-1212（内線351）

おくやみハンドブック

ご遺族のための手続きガイド

令和4年6月版

山形市

ご遺族のみなさまへ

このたびはご親族さまのご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族さまには、今後、多岐にわたる手続きが生じることと存じます。

このハンドブックは、ご遺族さまの手続きの負担を軽減することを目的とし、主に市役所や関係機関の手続きについてご案内しております。

ご参考となれば幸いです。

山形市

【目次】

目次	P1
手続きチェックリスト	P2
主な手続き一覧(市役所関係)	P3-9
主な手続き一覧(その他)	P10-11
市役所窓口案内図	P12
市役所周辺地図・市役所へのアクセス	P13
相続に関するご案内	P14
相続に関するご相談について	P15
おくやみ窓口のご案内	P16
おくやみ窓口予約申込書	P17

手続きチェックリスト

該当するものがあれば該当の欄にチェック☑をつけてください。手続き詳細については参照ページをご覧ください。

該当	亡くなられた方について	手 続 き	参照ページ
<input type="checkbox"/>	世帯主だった	世帯主変更届出	P3
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	死亡届・未支給年金請求・遺族年金請求 等	
<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入していた		
<input type="checkbox"/>	共済年金に加入していた		
<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入していた		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	廃止・葬祭費請求 等	P4
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた		
<input type="checkbox"/>	社会保険・共済組合等に加入していた	会社や組合にお問い合わせください。被扶養者が新たに国民健康保険に加入する場合、市役所での手続きが必要です。	/
<input type="checkbox"/>	65歳以上だった 要介護認定を受けていた	介護保険被保険者証の返納 等	P5
<input type="checkbox"/>	各種障がい者手帳を持っていた	各種障がい者手帳の返還	
<input type="checkbox"/>	特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当、山形市重度心身障がい者福祉手当、山形市重度心身障がい児福祉手当を受給していた	廃止または変更	
<input type="checkbox"/>	心身障がい者扶養共済に加入していた	請求手続き	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)を持っていた	自立支援医療受給者証(精神通院)の返還	P6
<input type="checkbox"/>	重度心身障がい(児)者医療助成を受けていた	廃止または変更	
<input type="checkbox"/>	児童手当・児童扶養手当を受給していた	廃止または変更	
<input type="checkbox"/>	こども医療・親子健やか医療ほか助成を受けていた		
<input type="checkbox"/>	母子(父子・寡婦)福祉資金を借りていた	母子(父子・寡婦)福祉資金借主等死亡届	
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた	廃棄(相続)	
<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税を納めていた	現所有申告書等の届出	P7
<input type="checkbox"/>	市民税を納めていた	相続人代表者指定届出・口座振替の中止	
<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	農地を相続した旨の届出	P8
<input type="checkbox"/>	森林の土地を所有していた	森林の土地の所有者届出	
<input type="checkbox"/>	市営住宅にお住まいだった	退去・承継、同居者異動手続き	
<input type="checkbox"/>	ごみ出し支援事業を利用していた	中止	
<input type="checkbox"/>	指定文化財を所有していた	指定文化財の所有者(保持者)変更	
<input type="checkbox"/>	上下水道の使用者だった	変更・中止・廃止	
<input type="checkbox"/>	浄化槽の使用者だった	変更・中止・廃止	
<input type="checkbox"/>	図書館を利用していた	利用者カード・貸出図書等の返納	
<input type="checkbox"/>	飼い犬がいた	犬の登録事項等変更届	

主な手続き一覧(市役所関係)

住民登録・戸籍

●住民登録

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
住民登録	世帯主変更	亡くなられた方が、世帯主であり、亡くなられた方を除き15歳以上の方が同世帯に2人以上いる場合、世帯主変更届が必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯員	・本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ・委任状(別世帯の方が手続きする場合)	市民課 住民登録係 1階 3番窓口 内線 345
印鑑登録	印鑑登録証の返還	亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、廃止の手続きは不要ですが、印鑑登録証又は印鑑登録手帳の返還が必要です。	・印鑑登録証又は印鑑登録手帳	

●戸籍

戸籍	戸籍謄本・抄本の請求	戸籍謄本・抄本は本籍地で発行が可能です。 当市に届出された当市本籍の方の戸籍謄本・抄本は、届出日の翌日以降4営業日目から交付が可能です。本籍地や届出地が当市以外の場合は、戸籍記載までに更に日数を頂戴します。詳しくは本籍地へお問い合わせ下さい。		市民課 管理係 1階 2番窓口 内線 342
----	------------	--	--	-------------------------------------

年金

●各種年金

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
年金	国民年金	国民年金加入者・受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 加入状況により手続きや必要なものが異なるため、詳しくは担当課又は年金事務所へお問い合わせ下さい。	市民課 国民年金係 1階 6番窓口 内線 401~403
	厚生年金		年金事務所 (P9参照)
	共済年金	各共済組合にお問い合わせ下さい。	
	農業者年金	農協の各支店窓口又は農業委員会事務局(内線 773・774)にお問い合わせ下さい。	

国民健康保険

●国民健康保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
国民健康保険	国民健康保険の資格喪失	被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 世帯主、同一世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証 ・同世帯で国民健康保険に加入している方全員分の被保険者証 ・本人確認書類 ・世帯主のマイナンバーが分かるもの 	国民健康保険課 国保資格係 1階 7番窓口 (国保加入・離脱) 内線 362
	国民健康保険の記載事項の変更	世帯主が亡くなられた場合で、同世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯の方(新しい世帯主)		
	葬祭費の請求	被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対し5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証 ・喪主の認印 ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 	国民健康保険課 国保医療係 1階 7番窓口 (国保医療) 内線 357・358

後期高齢者医療保険

●後期高齢者医療保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
後期高齢者医療保険	被保険者証等の返却	被保険者が亡くなられた場合手続きが必要です。 【手続きができる人】 同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証 ・減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(交付を受けている方のみ) ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 	国民健康保険課 高齢者医療係 1階 9番窓口 内線 353・359
	葬祭費の請求	被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方(喪主)に対し、5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主)		

福祉

●介護保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
介護保険	被保険者証等の返納	亡くなられた方の被保険者証を返納する手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 親族	・亡くなられた方の被保険者証 ・介護保険負担割合証等	介護保険課 介護保険料係 2階 26番窓口 内線 848・849
	介護保険料	亡くなられた方が単身世帯の場合は手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から1か月以内 【手続きができる人】 相続人	・代理人承諾書 ※代理人承諾書提出の際は通帳、代理人の本人確認書類 ・相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等)	
	高額介護サービス費等の振込先口座の変更	亡くなられた方が介護保険サービスを利用し高額介護サービス費等の該当(予定)になっている場合、相続人代表となる方への振込先口座の変更が必要です。 【期限】 サービス利用月の翌月1日から2年以内 【手続きができる人】 相続人	・相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの ・相続人代表となる方の印鑑	

●高齢者

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
高齢福祉	紙おむつ支給事業	各種サービスをご利用の方が亡くなられた場合、担当までご連絡下さい。	長寿支援課 長寿福祉係 2階 27番窓口 内線 566・569
	緊急通報システム事業		
	その他高齢者福祉サービス		

●障がい者

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
障がい福祉	各種障がい者手帳の返還	亡くなられた方が各種障がい者手帳をお持ちの場合、返還の手続きが必要です。	・障がい者手帳	障がい福祉課 給付係 2階 28番窓口 内線 542
	特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当、山形市重度心身障がい者福祉手当、山形市重度心身障がい児福祉手当	左記対象者、受給者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせ下さい。		
	心身障がい者扶養共済	亡くなられた方が共済加入している場合、手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせ下さい。		

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
障がい者福祉	自立支援医療受給者証(精神通院)の返還	亡くなられた方が自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの場合、手続きは不要ですが、受給者証の返還が必要です。 (自立支援医療受給者証(更生医療)、自立支援医療受給者証(育成医療)は手続き及び受給者証の返還は不要です。)	・自立支援医療受給者証(精神通院)	障がい福祉課 障がい福祉第二係 2階 28番窓口 内線 580
	重度心身障がい(児)者医療	受給者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。		こども家庭支援課 医療係 1階 10番窓口 内線 559・576

子ども

●児童手当等

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
こども	児童手当 児童扶養手当 健やか教育手当	左記の対象のこども又は受給者(保護者)の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせ下さい。	こども家庭支援課 1階 10番窓口
	こども医療 親子健やか医療		
ひとり親	母子(父子・寡婦)福祉資金	左記の対象の借受人、連帯借受人及び連帯保証人の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせ下さい。	ひとり親支援係 内線 579

税金

●原動機付自転車・小型特殊自動車

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
原動機付自転車	原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更・廃車等の手続き	所有者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 また、市外の方に名義変更され、置き場所が市外となる場合、新しい所有者がお住まいの自治体での登録の手続きが必要です。	【廃車の場合】 ・標識(ナンバープレート) ・標識交付証明書 【名義変更の場合】 ・標識交付証明書 ・山形市のナンバープレート (ナンバープレートを変更する場合)	市民課 住居表示係 1階 5番窓口 内線 344

●税金

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
税金	相続人代表者指定届 (納税代理人申告書)	当市に個人市民税・県民税や軽自動車税の納税義務がある方が亡くなられた場合、関係書類を受領する相続人代表者の届出が必要です。		市民税課 2階 21番窓口 【個人市民税・県民税】 市民税 第1~4係 内線 304~307 【軽自動車税】 諸税係 内線 303・311
	※固定資産をお持ちの方 現所有(者に係る)申 告書(相続人代表)	相続による所有者移転の手続きが完了するまでの間、納税の管理や納税通知書を受け取って頂くための届出が必要です。申告書等は窓口に備え付けています。 (法定相続人が対象遺言書等ある場合は、担当までご相談ください。)		資産税課 管理係 2階 24番窓口 内線 313・314
	※固定資産をお持ちの方 共有固定資産代表者 変更届出	共有名義の固定資産をお持ちの方で、共有代表者が亡くなられた場合、代表者変更の手続きが必要です。申告書等は窓口に備え付けています。		
	※固定資産をお持ちの方 未登記固定資産所有 者変更届	法務局に登録していない「未登記固定資産」がある場合、所有者の変更届が必要です。遺産分割協議書等が調いましたらお手続き下さい。	【相続の場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の印鑑登録証明書 【遺贈の場合】 ・遺言書 ・遺言者の死亡事項記載の戸籍謄本	
	※固定資産の納税管理人 だった方 納税管理人申告書(廃 止・変更)	納税管理人が亡くなられた場合、手続きが必要です。		
	未納市税の確認	亡くなられた方の市税に未納がある場合、手続きが必要です。		納税課 現年第一係 現年第二係 過年第一係 過年第二係 2階 22番窓口 内線 321・324 327・329
	市税口座振替の停止	亡くなられた方が、口座振替により市税の納税をしていた場合、口座振替の停止等手続きが必要です。		納税課管理係 2階 22番窓口 内線 330・332

その他

●その他各手続き

手続きの詳細については各担当へお問い合わせ下さい。

区分	主な手続きの種類	担当課
農地	農地相続の届出	農業委員会事務局 農地係 6階 内線 775・776
森林	森林の土地の所有者届出	森林整備課 林政係 6階 内線 448
市営住宅	退去 入居承継 同居人の異動	管理住宅課 市営住宅係 9階 内線 472・473
ごみ	ごみ出し支援事業	ごみ減量推進課 計画係 10階 内線 686・689・697
文化財	指定文化財の所有者(保持者)変更	文化振興課 文化財係 5階 内線 626・627
水道	水道使用の中止 水道利用者の変更	上下水道部お客さまサービスセンター (P9参照)
浄化槽	浄化槽管理者の変更 浄化槽の使用休止	廃棄物指導課 一般廃棄物係 10階 内線 687・869
図書館	利用者カード・貸出図書等の返納	市立図書館 (P9参照)
飼い犬	犬の登録事項等変更届	生活衛生課 動物愛護センター (P9参照)

※これら以外にも手続きが必要となる場合がありますので、ご確認ください。

市役所庁舎外施設リスト

山形市上下水道部	〒 990-0836 山形市南石関27番地 ☎ 023-645-1177
山形市立図書館	〒 990-0035 山形市小荷駄町7番12号 ☎ 023-624-0822
山形市動物愛護センター	〒 990-0894 山形市大字船町1030番地1 ☎ 023-681-1210
年金事務所	【日本年金機構山形年金事務所】 〒 990-2481 山形市あかねヶ丘一丁目10番1号 ☎ 023-645-5111

メモ

主な手続き一覧(その他)

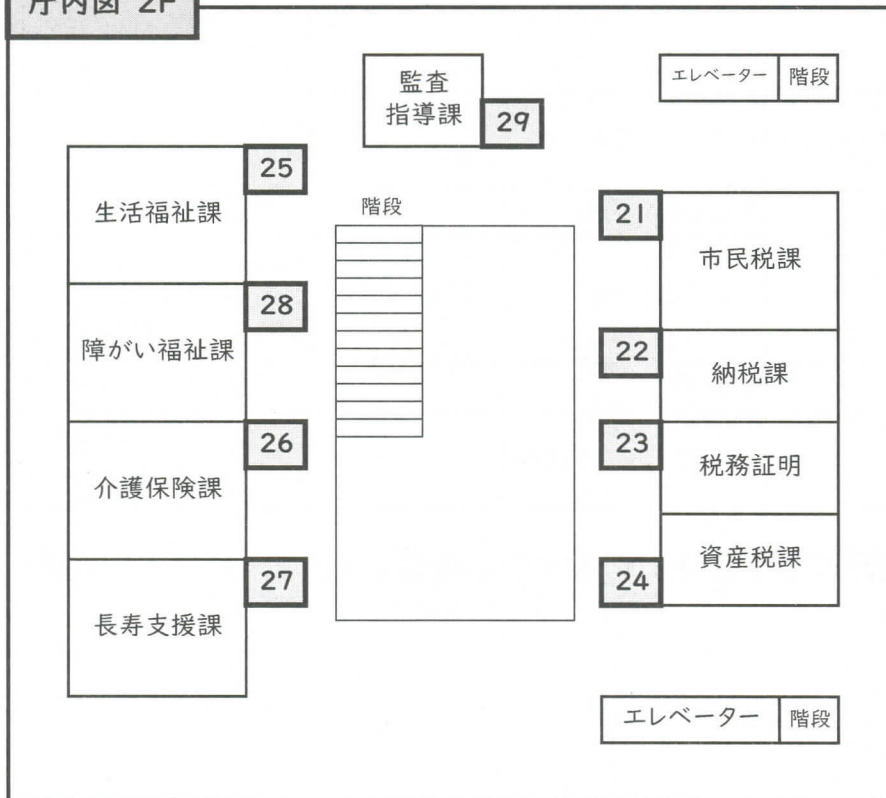
該当	項 目	主 な 手 続 き	問 い 合 わ せ 先
<input type="checkbox"/>	健康保険 (協会けんぽ)	埋葬費請求(保険証持参)	全国健康保険協会山形支部 (または勤務先) ☎ 023-629-7225
<input type="checkbox"/>	恩給	廃止(場合により失権時一時金・扶助料請求)	恩給相談室 〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1 ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	軍人恩給		
<input type="checkbox"/>	軽二輪自動車 (126cc~250cc)	廃止(または相続)	東北運輸局山形運輸支局 ☎ 023-686-4711
<input type="checkbox"/>	自動車・ 小型二輪自動車 (251cc以上)		
<input type="checkbox"/>	軽自動車	廃止(または相続)	軽自動車検査協会山形事務所 ☎ 050-3816-1835
<input type="checkbox"/>	自動車税	相続人の代表者の選定届	県自動車税事務所 ☎ 023-621-8256
<input type="checkbox"/>	所得税	準確定申告	山形税務署 ☎ 023-622-1611
<input type="checkbox"/>	相続税	申告	
<input type="checkbox"/>	遺言書	検認・開封	被相続人住所地の家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	不動産	所有権移転登記	法務局 ☎ 023-625-1321
<input type="checkbox"/>	借地・借家	相続(名義変更)	不動産会社または契約相手方
<input type="checkbox"/>	借入金・貸付金		金融機関または契約相手方
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返却	総合交通安全センター又は警察署 ☎ 023-655-2150
<input type="checkbox"/>	バッチ・身分証明書	返却	勤務先・学校 等
<input type="checkbox"/>	預金・貯金	相続(名義変更)	金融機関 等
<input type="checkbox"/>	雇用保険	未支給基本手当請求	公共職業安定所(ハローワーク) ☎ 023-684-1521
<input type="checkbox"/>		資格喪失届	
<input type="checkbox"/>	労災保険	葬祭料請求	労働基準監督署 ☎ 023-624-6211
<input type="checkbox"/>		遺族補償金請求	
<input type="checkbox"/>	簡易保険	保険金請求	郵便局
<input type="checkbox"/>	生命保険	保険金請求	生命保険会社 等
<input type="checkbox"/>	固定電話	解約・名義変更	NTT ☎ 116 ☎ 0120-116-000 等
<input type="checkbox"/>	電気		東北電力株式会社 ☎ 023-641-1321 等
<input type="checkbox"/>	ガス		山形ガス(都市ガス) ☎ 023-623-0085 等

<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	
<input type="checkbox"/>	携帯電話 インターネット ケーブルテレビ 新聞	解約・名義変更	各契約会社
<input type="checkbox"/>	特許・商号・商標意匠権	相続(名義変更)	特許庁 ☎ 03-3581-1101
<input type="checkbox"/>	証券・社債・国債	相続(名義変更)	証券会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	解約・名義変更	NHKふれあいセンター フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
<input type="checkbox"/>	扶養控除	異動申告	勤務先
<input type="checkbox"/>	パスポート	パスポート失効手続き	山形県パスポートセンター ☎ 023-647-2566

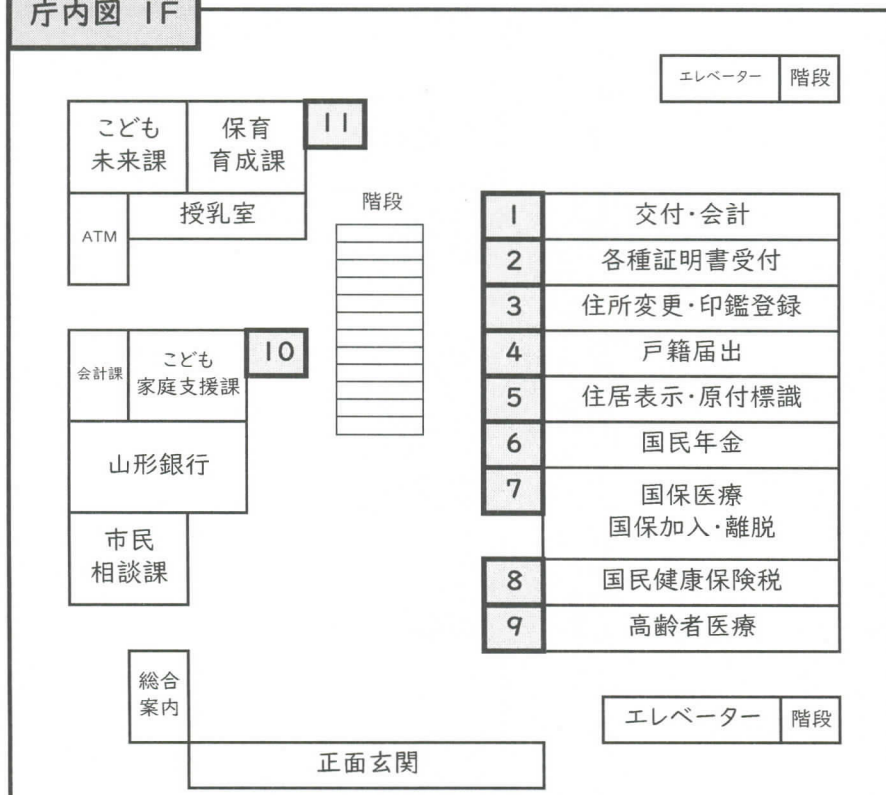
※これら以外にも手続きが必要となる場合がありますので、ご確認ください。

市役所窓口案内図

庁内図 2F



庁内図 1F



市役所周辺地図・市役所へのアクセス

【市役所周辺地図】



【市役所へのアクセス】

所在地	〒 990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
公共交通機関	JR山形駅から約1.7km
	山交バス【山形市役所前】からすぐ 山交バス【旭銀座】から徒歩約3分
	ベニちゃんバス東くるりん・西くるりん 【市役所南口】から徒歩約2分
	山形自動車道【山形蔵王IC】から約4km
駐車場	「山形市中央駐車場」をご利用下さい。 市役所にご入用の際は駐車料金の割引がございますので、駐車券を窓口までお持ち下さい。

相続に関するご案内

未来につなぐ相続登記

相続した不動産について、相続登記がされないまま放置していると、新たな相続が生じたりすることで、相続した不動産を売りたい時などに、思わぬ不利益を受けることがあります。

【相続登記をしないと発生する様々な問題】

- ・不動産の売却やローン設定に時間がかかる
- ・所有者との連絡が取れず、災害復旧などの工事が遅れる
- ・二次、三次の相続が発生することで手続きが難しくなり、相続争いがおこる
- ・所有者との連絡が取れず、森林・農地が荒廃する

左記のようなトラブルを未然に防ぐためにも、早めに相続登記を行いましょう。

相続登記に関するご相談先

【山形県司法書士会】

☎0120-954-153 (相続登記センター)

相続登記は司法書士にご相談ください。

【山形県土地家屋調査士会】

☎023-632-0842

(月1回、県内5か所で無料相談)

【山形地方法務局】(事前予約制)

本局(山形市)	☎023-625-1321	村山出張所	☎0237-53-2812
寒河江支局	☎0237-86-3258	新庄支局	☎0233-22-7528
米沢支局	☎0238-22-2148	鶴岡支局	☎0235-22-1003
酒田支局	☎0234-25-2221		

「法定相続情報証明制度」について

平成29年5月29日から全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる、「法定相続情報証明制度」が始まり、この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出しなおす必要がなくなりました。

※相続手続きで必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先機関にご確認下さい。

手続きの流れ

- ①必要書類の収集
- ②法定相続情報一覧図の作成
- ③申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図の写し交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続きへ使用

また、申出の手続きは、次の資格者代理人に依頼することができます。

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

※詳しくは、法務局ホームページで検索いただくか、山形県内の法務局(上記参照)までお問い合わせ下さい。

相続に関するご相談について

【相続に伴う登記手続きについて】

●司法書士無料相談

場所	山形市役所1階 市民相談課市民相談室
とき	毎月第3水曜日(午前10時から午後3時)
内容	不動産の名義変更(相続登記)についてのアドバイス

【相続に関する書類作成について(登記手続き以外)】

●行政書士無料相談

場所	山形市役所1階 市民相談課市民相談室
とき	毎月第2月曜日(午前9時から午後4時)
内容	遺産分割協議書、遺言書、各種事実証明書類などの作成と手続き 相続人、相続財産の調査 相続した自動車、株式の名義変更 銀行等預貯金の解約

} について
アドバイス

※相談の際は、相談内容の要点や聞きたいことを整理して、関係資料などがあればお持ち下さい。

相談日については広報やまがたの毎月1日号でお知らせいたします。

詳細は担当課までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

市民生活部市民相談課(内線 254)

おくやみ窓口のご案内

市役所1階 市民課内
☎ 023-641-1212(内線 405)

※おくやみ窓口を利用せずともお手続きは可能です。
ハンドブックや当市ホームページをご活用下さい。

- ・おくやみ窓口とは、死亡後の市役所内手続きについて、ハンドブックやホームページに掲載の情報のみでは手続きに不安があるご遺族の方を対象に、おくやみコンシェルジュがサポートする窓口です。
- ・おくやみコンシェルジュがご遺族のみなさまに寄り添い、各種手続きの窓口に同行いたします。
- ・おくやみ窓口は電話予約制です。希望日の3営業日前までにご予約下さい。
- ・1日の受付枠は、次の4枠です。
①午前9時15分から ②午前10時45分から ③午後1時30分から ④午後3時から

【手続きの際に持参いただく主な必要書類】

※下記は、おくやみ窓口での手続きにおいて持参していただくものです。

亡くなられた方及びご来庁される方により必要書類が異なりますので、詳しくはおくやみコンシェルジュにご相談下さい。

また、各種手続きでの持ち物の詳細はP3～P7をご参照下さい。

●ご遺族のもの

来庁する方の本人確認書類

・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等

※上記のような写真付きの身分証がない場合は、
健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書 等 で2点確認させていただきます。

手続きする方のマイナンバーがわかるもの

・マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票 等

通帳(喪主の方)

おくやみハンドブック

印鑑

●亡くなられた方のもので、次の書類のうちお持ちのもの

基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書等)

マイナンバーがわかるもの

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証

おくやみ窓口予約申込書

(宛先) 山形市長

次のとおり、関係各課へ情報提供することに同意し、申し込みします。

予約日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	希望日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
------	-----------------------	------	-----------------------

1 亡くなられた方の情報

フリガナ			
氏名		生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日
性別	男 ・ 女	配偶者の有無	有 ・ 無
住所	山形市		
死亡年月日	令和 年 月 日	葬儀の年月日	令和 年 月 日
※下記について該当するものに☑をつけてください。			
世帯主か否か	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主ではない	農地の有無	<input type="checkbox"/> 農地なし <input type="checkbox"/> 農地あり <input type="checkbox"/> 不明
20歳未満の人の扶養の有無	<input type="checkbox"/> 扶養なし <input type="checkbox"/> 扶養あり <input type="checkbox"/> 20歳未満の人はいるが、扶養しているかは不明	障害者手帳の有無	<input type="checkbox"/> 手帳なし <input type="checkbox"/> 手帳あり (<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神) <input type="checkbox"/> 不明

2 おくやみ窓口の来所予定者

フリガナ			
氏名		生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日
住所	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同じ 〒 - - 都道 市区 府県 町村		
携帯電話	- -	固定電話	() -
メール	@	FAX	<input type="checkbox"/> 固定電話と同じ () -
故人との続柄	夫・妻・子・子の配偶者・父・母・孫・祖父・祖母・その他 ()		
※下記について該当するものに☑をつけてください。			
相続人か否か	<input type="checkbox"/> 相続人代表 <input type="checkbox"/> 相続人だが、代表者ではない <input type="checkbox"/> 相続人ではない	喪主か否か	<input type="checkbox"/> 喪主 <input type="checkbox"/> 喪主ではない

山形市における新型コロナワクチン4回目接種について

1 接種概要

(1) 対象者

3回目接種の完了から5か月以上が経過した

ア 60歳以上の方

イ 18歳から59歳までの

(ア) 基礎疾患を有する方(別紙のとおり)

(イ) 重症化リスクが高いと医師が認める方

(2) 対象者数の見込み(令和4年9月まで)

約86,700人

うち60歳以上の方 約78,900人

うち18歳から59歳までの基礎疾患を有する方等 約7,800人

(3) 使用するワクチン

ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチン

(4) 接種券の送付

ア 60歳以上の方

3回目接種の完了から5か月経過後に合わせ順次送付する。

イ 18歳から59歳までの基礎疾患を有する方等

(ア) この年代は接種対象者が限定されていることから、3回目接種が完了した方に対し、以下の2点をお知らせするはがきを6月13日(月)に送付し、周知を行う。

①基礎疾患を有する方等が対象となること

②接種券の送付にあたっては、基礎疾患を有し、又は重症化リスクが高いと医師が認めている旨をお知らせいただく事前申請が必要であること

(イ) 事前申請は、6月15日(水)から「やまがたe申請」とワクチン・コールセンターで受付する。

(ウ) 接種券は、事前申請を行っていただいた方に対し、3回目接種の完了から5か月以上経過後に合わせて順次送付する。

(5) 接種時期等

7月上旬から受付を開始し、7月中旬から接種できる体制を整備することとし、3回目接種と同様に、個別接種(医療機関)、集団接種(市保健所等)、大規模集団接種を組み合わせ実施する。

また、先行して接種している高齢者施設の入所者等については、6月中旬から接種できる体制整備に向けて調整する。

2 今後の対応

個別・集団接種の実施期間や会場、予約開始日など接種体制の詳細については、医療機関等との調整のうえ、今後決定する。

接種体制が決まり次第、広報やまがた7月1日号や市公式ホームページ等により市民の方へ幅広く周知する。

問い合わせ先
健康医療部保健総務課
新型コロナウイルスワクチン接種対策室
電話：023-679-3455

基礎疾患を有する方の範囲

- 1 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
 - (1) 慢性の呼吸器の病気
 - (2) 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - (3) 慢性の腎臓病
 - (4) 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - (5) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - (6) 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - (7) 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - (8) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - (9) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - (10) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - (11) 染色体異常
 - (12) 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - (13) 睡眠時無呼吸症候群
 - (14) 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）
- (※) 重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として療養手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者に該当する。
- 2 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

【出典】新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（7.1版）
第2章2（2）アの表1